

大阪市告示第84号

令和6年大阪市告示第1814号（大阪市立鶴見緑地プールの供用時間の変更の承認）の一部を次のように改正する。

令和7年1月28日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。 [表 別紙2 挿入]	[同左] [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

[表 別紙1]

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年1月2日(木)から 同月5日(日)まで	午前9時から 午後7時まで
	令和7年1月7日(火)から 同月13日(月)まで	
	令和7年1月15日(水)から 同月19日(日)まで	
	令和7年1月21日(火)から 同月26日(日)まで	
	令和7年1月28日(火)から 同月31日(金)まで	

[表 別紙2]

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年1月2日(木)から 同月5日(日)まで	午前9時から 午後7時まで